

## プラチナ社会研究会会則

本会則は、株式会社三菱総合研究所（以下「当社」と呼ぶ）が実施する「プラチナ社会研究会」（以下「本会」と呼ぶ）の参加に関し、適用するものとします。

### 第1条（目的）

本会は、【設立のご案内】に記載する「プラチナ社会」に関する情報交換やプロジェクト形成のプラットフォームであり、セミナー、会員専用ウェブサイト、その他第7条に定める本会の存続期間中に当社が提案する企画を、第3条で規定する会員に対して提供することを目的とします。

### 第2条（体制）

当社は、本会の事務局を当社内に設置し、本会の企画・運営を行うものとします。なお、当社は、その裁量により、予め本会の会員に通知して、企画の内容、実施スケジュールを調整することができるものとします。

### 第3条（会員）

1. 会員とは、本会則を承認の上所定の様式により参加の手続きをし、当社による入会審査を経て当社が登録を承認した法人を言います。法人とは団体、もしくはその団体に属する組織（部署、事務所等）を言います。なお、審査の結果入会を認めない場合、当社より直ちに申込者に通知します。

2. 会員は、次の各号のいずれかとなります。

- ・正会員A：民間企業、一般社団法人、一般財団法人
- ・正会員B：地方公共団体や国の機関（賛助会員に該当する機関を除く）
- ・賛助会員：大学、研究機関、公益社団法人、公益財団法人、独立行政法人

上記に区分されない法人については、原則として正会員Aに区分するものとします。

3. 会員は、自己及び会員が100%の株式を保有する子会社（以下「子会社」という）に属する者から、申込一口につき2名を本会に参加させることができます。会員は、自己及び子会社以外の第三者を代理として本会に参加させたり、会員資格を第三者に譲渡または使用させることはできません。

4. 会員は、参加申込書記載の届出事項に変更が生じた場合、遅滞なく変更内容を当社に通知するものとします。

5. 当社および会員は、会員について、本会に参加している事実を公開することができるものとします。

### 第4条（会員の特典）

1. 会員は、研究会および年度活動報告会に参加することができます。
2. 会員は、当社が発信する情報の提供を受けることができます。
3. 会員は、前条に従い登録された後、当社より本会専用ウェブサイトアクセスするためのユーザーID、パスワードの交付を受け、これを利用することができます。会員は、別途定めるウェブサイト利用規約に従うとともに、自らのID およびパスワードの管理責任を負い、これを第三者に譲渡、貸与、開示してはならないものとします。  
万が一、ID およびパスワードの紛失、盗難あるいは不正使用等が判明した場合は、直ちに当社に届け出て、その指示に従うものとします。
4. 会員は、研究会において、他の会員に対し、プラチナ社会に関連するプロジェクト(以下、「プロジェクト」と呼ぶ)の提案を行なうことができます。

#### 第5 条 (プロジェクトの実施)

会員は、前条第4 項によるプロジェクトが組成された場合、別途プロジェクトメンバー間で合意する条件、費用、責任負担にて参加することができます。また、当社は、必要な場合、プロジェクトメンバーとの間で合意した範囲でプロジェクトの実施を支援します。ただし、当社は必ずプロジェクトの組成及び実施の支援を行うことを保証するものではありません。

#### 第6 条 (年会費)

1. 会員の年会費は、以下の通りとします。  
正会員A：金5万円(税別)。  
年会費は年度毎に徴収するものとし、参加登録日の時期にかかわらず一律とします。  
正会員B：無料  
賛助会員：無料
2. 当社は、第3条1項に定める会員登録承認後及び第16条1項なお書きによる会員資格の更新後速やかに前項に定める年会費の請求書を発行します。正会員Aは、当社が請求書を発行した日から1ヶ月以内に当社の指定する銀行口座宛に年会費を振込支払うものとします。
3. 会員が支払期日を逸したときは、当社は、会員に対しその支払い期日の翌日から支払が完了する日までの日数に応じ、支払い遅延金額に対し年率6%の割合で計算した遅延利息を請求することができるものとします。
4. 当社は、いったん支払いを受けた年会費は返還しないものとします。

#### 第7 条 (本会の存続期間)

本会の存続期間は、2010年4月1日から2011年3月31日までとします。なお、当社が存続期間満了の2ヶ月前までに本会の終了を通知した場合を除き、存続期間満了日の翌日か

ら翌3月31日までの1年間自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

2. 当社は、当社の責に帰さない事由により本会の運営が事実上困難になった場合、会員に通知することをもって、本会を終了することができるものとし、以後も同様とします。

#### 第8条（著作権）

1. 当社が本会の運営を行うにあたり新たに作成した著作物および従来より有している著作物（以下「当社著作物」という）の著作権は当社に帰属しますが、当社は、会員による使用を許諾するものとし、以後も同様とします。ただし、会員が当社著作物を公表、上映、展示、貸与、および公衆送信をする場合は、事前に当社の承諾を得るものとし、以後も同様とします。

2. 会員が、参加に際し新たに作成した著作物および従来から有する著作物（以下「会員著作物」という）については、当該会員に帰属しますが、当該会員が許諾する範囲内において当社および他の会員はこれを利用することができるものとし、以後も同様とします。

3. 当社および会員または会員間で共同で本会参加にあたり新たに作成した著作物の著作権は、当該創作者間での共有としますが、当該創作者が許諾する範囲内において、当社および他の会員はこれを利用することができるものとし、以後も同様とします。

4. 前3項に定める著作物中に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物の作成者は、当社および他の会員による使用に支障がないよう必要な措置を取るものとし、以後も同様とします。

#### 第9条（知的財産権等）

1. 本会の運営に際して新たに生じた発明、考案、意匠、アイデア、ノウハウ等（以下「発明等」という）に係る権利（これらを受ける権利を含み、著作権は除く。以下「知的財産権等」という）の取扱は、次に定めるとおりとします。

(1) 発明等に係る知的財産権等は、原則として当該発明等を創作した者に帰属します。他の会員が当該知的財産権の利用を求めた場合、利用の許諾実施料及び利用実施の方法等については当事者間で協議して定めるものとし、以後も同様とします。

(2) 発明等が共同の創作にかかる場合は創作者間での共有とし、特段の合意がない限りその持分は均等とします。出願費用は共有者の各持分に応じ負担するものとし、その他手続についてはその都度共有者間で協議して定めます。また、知的財産権等につき第三者に対し実施権を許諾し、持分を譲渡もしくは質権等を設定しようとするときは、その都度他の共有者の書面による事前の承諾を得なければなりません。

2. 会員は、「プラチナ社会」またはこれに類する商標を出願する場合、事前に当社に通知し、権利の持分等につき協議して定めるものとし、以後も同様とします。

#### 第10条（秘密保持義務）

1. 「秘密情報」とは、本会を通じて当社または会員（以下「開示者」という）から他の当事者（以下「被開示者」という）に対して、秘密と指定の上開示される一切の情報をいい

ます。

2. 前項の秘密情報には次の各号の一に該当するものを含まないものとします。

(1) 開示されたとき既に公知であったもの。

(2) 開示後被開示者の責に帰せざる事由により公知になったことを証明したもの。

(3) 開示されたときに被開示者が既に知っていたことを証明したもの（被開示者が独自に開発したもの、第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの等）。

(4) 開示後、被開示者が第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明したもの。

(5) 法令、規則、裁判所の決定・命令および正当な権限を有する公的機関の命令等に基づき、開示を要求されたもの（ただし、開示にあたり、事前に開示者への通知を要する）。

3. 被開示者は、開示者の事前の書面による承諾なしに秘密情報を第三者に開示または漏えいしないものとします。

4. 当社および会員は、相手方の保有する個人情報の委託または提供を受ける場合、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法第57号、その後の改正を含む、以下同じ）、これに関連する法令およびガイドラインを遵守し、当該個人情報を保護するものとします。なお、本会則において「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項記載の意味を有します。なお、当社は、当社のサービスや商品、企画・提案、ソリューション等を会員に案内する場合に会員情報を利用できるものとします。

5. 個人情報の開示者は、当該個人情報の取得、使用等につき「個人情報の保護に関する法律」、これに関連する法令およびガイドラインを遵守するものとします。

6. 被開示者は、本会の存続期間満了または終了の後ただちに、秘密情報（複製を含む）もしくは委託または提供を受けた個人情報に関する全ての資料を開示者の指示により返却、消去または廃棄するものとします。ただし、当社は会員情報について、会員の退会または本会の終了後も1年間保有するものとします。

7. 本条の規定は、本会の存続期間満了または終了後も有効とします。

#### 第11条（会員の義務）

1. 会員は、本会に参加している事実を悪用する等、当社または他の会員の名誉、信用を傷付けるような行為を行ってはなりません。

2. 会員は、子会社に属する者を本会に参加させる場合、子会社に対して本会則を遵守させなければなりません。

#### 第12条（損害賠償責任）

1. 本会の運営に関し、会員または当社の責めに帰すべき事由により相手方が損害を受けた場合、当該会員または当社は、相手方に対しその損害を賠償するものとします。

2. 本会に関連し生じた損害賠償額は会員と当社の協議により定めます。

#### 第13 条（第三者への損害賠償責任）

1. 本会の運営に関し、当社が違法行為または第三者の権利を侵害したことにより第三者に損害を発生させた場合、当社の責に帰すべき事由により生じたものについては当社がその責任において解決します。

2. 前項の規定にかかわらず、当社の違法行為または第三者の権利の侵害が、会員の指示を原因として生じた場合、会員の責に帰すべき事由により発生した場合は、会員がその責任において一切を処理するものとします。

#### 第14 条（当社の責任範囲）

1. 当社は、本会を運営するにつき、本会則および強行法規に定める以外に何らの責任を負わないものとします。

会員間での直接商談、取引ないし契約は、当該会員が自己の名義・計算で行うものとし、当社はなんらの保証または責任を負うものではなく、会員は当該商談、取引ないし契約の不成立または不履行を事由に当社に対しクレーム等を一切行わないものとします。

2. 本会の運営に付随して、当社より提供された資料、新規著作物、助言等は、提供時点で入手可能な情報および経済、市場、その他の状況に基づいていますが、今後の状況の変化により、それらの結果が影響を受ける可能性があり、当社は当該結果を修正、変更ないし補足する義務を負わないものとします。また、当社は、会員がそれらを利用した結果について法的な義務および責任を負わないものとします。

3. 当社は、ネットワーク機器・回線等の故障、停止、停電、保守作業、天災、騒乱等の不可抗力その他当社の支配の及ばない事由により本会の全部または一部の中断、中止、遅延が生じた場合、これについて法的な義務および責任を負わないものとします。

#### 第15 条（退会）

会員は、原則として、退会届の提出によりいつでも退会することができるものとします。

なお、本会の存続期間途中で退会する場合でも、年会費の返還は行なわないものとします。

退会后又は次条により会員資格が取り消された場合であっても、第8 条乃至第14 条、第18 条および第19 条の規定は適用されるものとします。

#### 第16 条（会員資格の有効期間）

1. 会員資格の有効期間は、第3 条1 項に基づく登録承認日から、退会した場合を除き2011 年3 月31 日までとします。なお、第7 条に基づき本会の存続期間が更新された場合で、2 月末日までに前条に定める退会届の提出がない場合は、会員資格についても翌3 月31 日まで1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。

2. 当社は、会員が次の各号の一に該当する場合、当該会員に通知の上直ちに本会の会員資格を取り消し、退会させることができるものとします。

(1) 本会則に違反したとき。

(2) 重大な財務状況の悪化が認められる相当の事情が生じたとき。

(3) 会員、その役員、従業員、親会社、子会社、関連会社が暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。

(4) 当社に届出た情報の全部または一部が真実と異なることが判明したときまたは表明した事実の重要部分が真実と異なることが判明したとき。

(5) 会員が登録した情報に基づく当社と会員との連絡が2 ヶ月間、不可能なとき。

(6) その他、本会の運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき。

#### 第17 条（本会則の変更）

当社は、本会則を適宜変更できるものとします。本会則を変更したときは、当社はすみやかに、会員に対し当該変更を通知します。

#### 第18 条（管轄裁判所）

本会則に関する紛争解決のための専属的第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

#### 第19 条（疑義の解決）

本会則に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度会員と当社の間で協議し、誠意をもって解決するものとします。

本会則は、2015年11月16日現在のものです。

2010年2月25日制定

2010年3月31日改訂

付則2010年3月31日付改訂の内容については、改訂前に登録した会員に対しても登録時に遡って適用されるものとします

2015年11月16日改訂